

岩手県立高等学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 19 年 10 月 19 日

岩手県教育委員会

委員長 箱 崎 安 弘

岩手県教育委員会規則第 13 号

岩手県立高等学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則

岩手県立高等学校の通学区域に関する規則（昭和 32 年岩手県教育委員会規則第 2 号）の一部を次のように改正する。

改正前			改正後		
別表（第 2 条関係）			別表（第 2 条関係）		
学区名	高等学校	学区に属する区域	学区名	高等学校	学区に属する区域
[略]			[略]		
両磐学区	岩手県立一関第一高等学校 岩手県立花泉高等学校 岩手県立大東高等学校 <u>岩手県立藤沢高等学校</u> 岩手県立千厩高等学校	[略]	両磐学区	岩手県立一関第一高等学校 岩手県立花泉高等学校 岩手県立大東高等学校 <u>岩手県立千厩高等学校</u>	[略]
気仙・釜石学区	岩手県立高田高等学校 岩手県立大船渡高等学校 岩手県立住田高等学校 <u>岩手県立釜石南高等学校</u> <u>岩手県立釜石北高等学校</u> 岩手県立遠野高等学校 岩手県立大槌高等学校	[略]	気仙・釜石学区	岩手県立高田高等学校 岩手県立大船渡高等学校 岩手県立住田高等学校 <u>岩手県立釜石高等学校</u>  岩手県立遠野高等学校 岩手県立大槌高等学校	[略]
[略]			[略]		
二戸学区	岩手県立軽米高等学校 岩手県立伊保内高等学校 岩手県立福岡高等学校 <u>岩手県立浄法寺高等学校</u>	[略]	二戸学区	岩手県立軽米高等学校 岩手県立伊保内高等学校 岩手県立福岡高等学校	[略]
備考 改正部分は、下線の部分である。					

附 則

- この規則は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。
- この規則による改正後の岩手県立高等学校の通学区域に関する規則別表の規定は、平成 20 年 4 月 1 日以後に岩手県立高等学校に就学（入学、転学及び転籍をいう。）する者について適用する。